岸和田青年会議所議事運営規則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 岸和田青年会議所の会議運用に関し、定款その他諸規定に定める事項外はこの議事規則による。
- 第 2 条 この規則は理事会規則たることを原則とする。その他の諸会合について必要なる事はこの規則を準用する。
- 第 3 条 この規則は国際青年会議所並びに日本青年会議所が採用せる「ロバート・ルール・オブ・オーダー」に基づくものとする。
- 第 4 条 この規則で定められていない事項で必要なことはその都度その会合で決める。

第 2 章 招 集

- 第 5 条 招集は定款に基づき理事長が行う。
- 第 6 条 招集方法は原則として文章により日時、場所、目的、議題等必要なる事項を明記し、遅くとも理事会開催3日前に理事に到着するようにしなければならない。

第 3 章 議 長

- 第 7 条 議長は定款に基づき原則として理事長とし、公平中立な立場で次のような ことを行う。
 - (1) 開会の連絡と宣言
 - (2) 会議の成立と宣言
 - (3) 議事日程 (AGENDA) の作成と宣言
 - (4) 会議の秩序維持
 - (5) 議事録作成者並びに署名等の指定
 - (6) 発言の許可と禁止
 - (7) 表決
 - (8) 可否同数の決裁
 - (9) 会議の招集

- (10) 議事録の署名
- (11) 会議の議決結果の外部への報告
- (12) 閉会の宣言

第 4 章 書 記(セクレタリー)

- 第 8 条 書記(セクレタリー)は次のようなことを行う。
 - (1) 議事の正確な記録
 - (2) 議長に命ぜられた事項の処理
 - (3) 必要に応じ出席の確認、定足数の移動の確認、採決の賛否の確認をする。
 - (4) 議長不在の時、議長選出の司会

第 5 章 議題の選出

第 9 条 議題を選出するときは原則として、理事会5日前に理事長に文章でもって提 出しなければならない。但し、緊急の場合はこの限りではない。

第 6 章 動 議

第 10 条 動議の運用はJC議事リストに基づく。尚、記載されていない動議について の取り扱いは議長の決定による。又、これに対し理事は異議を申し立てる ことが出来る。

第 7 章 発 言

- 第 11 条 発言は全て議長の許可を得なければならない。理事間で直接許可なく討議を 行ってはならない。
- 第 12 条 発言はこれが質問、討議に限らず議題を離れてはならない。
- 第 13 条 発言は礼儀を欠くようなことのないよう留意しなければならない。
- 第 14 条 質問及び討議の場合に議題提出者及びそれまで発言しなかった者は、すでに 発言した者より優先して発言ができる。
- 第 15 条 発言は交互に行わなければならない。

- 第 16 条 同時に二つ以上の問題を討議することは出来ない。
- 第 17 条 発言は原則として1議題について1人2回各10分以内で許される。但し、議 事進行上その適用は議長の判断として、回数、時間を議長より制限されるこ とがある。

第 8 章 採 決

- 第 18 条 採決は次の方法による。
 - (1) 口頭
 - (2) 拍手
 - (3) 挙手
 - (4) 起立
 - (5) 記名投票
 - (6) 無記名投票
- 第 19 条 次のような場合、投票によらなければならない。
 - (1) 公開をはばかるとき。
 - (2) 会員の入会、除名審査の可否。
- 第 20 条 次のような場合は原則として全会一致とする。
 - (1) 決議案採決。
 - (2) 定款に指定ある事項の採決。
 - (3) その他理事会に於いて必要と認めるとき。
- 第 21 条 採決は先ず否決定について行い、次に修正案、原案を後にする。修正案が多 い場合は原案に最も遠いものより採決する。
- 第 22 条 採決は先ず賛成を取り、次に反対を取る。

第 9 章 議事日程

- 第 23 条 定例理事会の議事日程は原則として次の通りとする。
 - (1) 開会宣言
 - (2) 理事長挨拶
 - (3) 出席者及び定足数の確認
 - (4) 議事録署名人の指名
 - (5) 前回議事録の承認
 - (6) 特別議事

- (7) 各種報告
- (8) 当日議題の採決
- (9) 前回よりの未決議題の審議
- (10) 新しい議題の審議
- (11) 次回開催の決定
- (12) 閉会

第 10 章 議事録

- 第 24 条 議事録には次の事が記載されなければならない。
 - (1) 会議の種類と名称
 - (2) 会議の日時、場所
 - (3) 議長、書記(セクレタリー)、出席者名、人数
 - (4) 報告事項の要点
 - (5) 質疑応答の内容と要点
 - (6) 全ての議題と動議、その決定及び提出者の指名及び議事経過
 - (7) 傍聴者の指名
 - (8) 採決の方法と結果(投票については賛否の票数)
 - (9) 議事日程
 - (10) 開会、閉会の時間
- 第 25 条 議事録は会議終了後、書記(セクレタリー)が確認し、自ら署名の後に議事録署名人に呈示、確認の上署名を取り、次に同じく議長も確認の上署名する。
- 第 26 条 議事録はいかなる理由をもってしても変えることは出来ない。訂正はあくまでも事実の書類上の訂正にとどめる。
- 第 27 条 議事録は公開後 2 ヶ月経過して異議申し立てのない場合、会議にはからなく ても承認されたものとする。

第 11 章 傍 聴

- 第 28 条 傍聴者は定款及び諸規定に定められた者の他、理事会の決議によってゆるされた者に限る。
- 第 29 条 傍聴者は発言したり、議事を妨害するようなことがあってはならない。